

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令
 アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令（平成十五年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 商用渡航カード 第六条第一項（第八条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が交付する証明書</p> <p>二 参加国等 アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易又は投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結若しくは納品後の役務若しくはこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航又は経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加する者の渡航のための証明書制度に参加しているもの</p> <p>三・四 「略」</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 外務大臣は、交付申請者が第四条各号のいずれにも該当しないこと又は貿易等に関する事業に従事すること若しくは経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加することを確認するため、交付申請者又は当該交付申請者を雇用する事業主その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p>	<p>（定義） 第二条 「同上」</p> <p>一 商用渡航カード 第六条第一項（第八条第二項、第十条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外務大臣が交付する証明書</p> <p>二 参加国等 アジア太平洋経済協力の参加国及び地域のうち、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている短期間行われる貿易又は投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結若しくは納品後の役務若しくはこれらに関連する事業（以下「貿易等に関する事業」という。）に従事する者の商用渡航のための証明書制度に参加しているもの</p> <p>三・四 「同上」</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 外務大臣は、交付申請者が第四条各号のいずれにも該当しないこと又は貿易等に関する事業に従事することを確認するため、交付申請者又は当該交付申請者を雇用する事業主その他の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p>

（交付の制限）
第四条 外務大臣は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、商用渡航カードの交付をしないことができる。

一・二 「略」

三 第三条第一項に掲げる書類として虚偽の書類を提出した者

四 「略」

（参加国等の事前審査）
第五条 外務大臣は、交付申請者が前条各号のいずれにも該当せず、かつ、貿易等に関する事業に従事するものとして外務大臣が定める交付の要件に該当すると認めるとき又は経済上の連携に関し日本国政府を代表してアジア太平洋経済協力の枠組みに参加すると認めるときは、参加国等に対して当該交付申請者の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号その他の事前審査に必要な情報を送付し、当該参加国等における事前審査を依頼することができる。

（交付の制限）
第四条 「同上」

一・二 「同上」

三 前条第一項に掲げる書類として虚偽の書類を提出した者

四 「同上」

（参加国等の事前審査）
第五条 外務大臣は、交付申請者が前条各号のいずれにも該当せず、かつ、貿易等に関する事業に従事するものとして、外務大臣が定める交付の要件に該当すると認めるときは、参加国等に対して当該交付申請者の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号その他の事前審査に必要な情報を送付し、当該参加国等における事前審査を依頼することができる。

<p>別記様式（第六条関係）</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令に関する経過措置</p> <p>（有効期間に関する経過措置）</p> <p>2 この省令による改正前のアジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードの交付については、なお従前の例による。</p> <p>○農林水産省令第三十四号</p> <p>森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百一条第八項の規定に基づき、森林組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成三十一年四月一日</p> <p>農林水産大臣 吉川 貴盛</p>	<p>別記様式（第七条関係）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------